

<大学院法学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の審査体制、審査の方法並びに評価項目及び基準等に従って審査する。

1. 修士論文

1.1 審査体制

本研究科教授会に論文審査に当たる審査委員会を設置し、教授1名を含む本研究科教授会構成員である3名以上の教授又は准教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、教授1名を含む本研究科教授会構成員である2名以上の教授又は准教授に、専任講師又は他の研究科等の教授、准教授もしくは講師1名以上を加えて組織することができる。また、主査1名、副査2名以上を置き、主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、審査にあたって必要があるときは、本研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

1.2 審査の方法

学位論文の審査においては、1.3に掲げる評価項目について、主査と副査による査読、及び最終試験（口頭試験）を行う。なお、口頭試験は、原則として公開の発表会を実施して行う。審査委員会は、1.3に掲げる評価項目について、審査する論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価の観点を定めて評価を行う。

1.3 評価項目及び基準

- 当該論文について、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含んでいる。
- 当該論文について、相当量の資料に基づき、研究主題に照らして適切な方法により正確な理解の下に論理的な叙述がなされている。
- 当該論文について、明瞭かつ平明に書かれている。
- 当該論文の内容について、最終試験（口頭試験）において、学術研究にふさわしい討論がなされている。

1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目を概ね満たすと審査委員の過半数が認める場合、修士論文として合格とする。

2. 博士論文

2.1 審査体制

本研究科教授会に論文審査に当たる審査委員会を設置し、教授2名を含む本研究科教授会構成員である3名以上の教授又は准教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、教授2名を含む本研究科教授会構成員である2名以上の教授又は准教授に、専任講師又は他の研究科等の教授、准教授もしくは講師1名以上を加えて組織することができる。また、主査1名、副査2名以上を置き、主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、審査にあたって必要があるときは、本研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

2.2 審査の方法

学位論文の審査においては、2.3に掲げる評価項目について、主査と副査による査読、及び最終試験（口頭試験）を行う。なお、口頭試験は、原則として公開の発表会を実施して行う。審査委員会は、2.3に掲げる評価項目について、審査する論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価の観点を定めて評価を行う。

2.3 評価項目及び基準

- 当該論文について、十分な学術的価値がある（学問的理論やその応用に関する重要な貢献をなすものである。）。
- ・ 論理的整合性を保っている。
- ・ 高いオリジナリティ（未知の事象・事物の発見、新しい理論や政策的・実践的提言の構築・展開、新しい学問的概念の提出、歴史的事実の再評価など）を有している。
- 当該論文について、明瞭かつ平明に書かれている。
- 当該論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有していると認められる。
- 当該論文について、公開にて行う最終試験（口頭試験）において、学術研究にふさわしい発表及び討論がなされている。

2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目を概ね満たすと審査委員の過半数が認める場合、博士論文として合格とする。